

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

北海道岩内町長

## 公表日

令和3年12月13日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 予防接種対象者の把握に関する事務</li><li>② 予防接種の実施に関する事務</li><li>③ 予防接種による健康被害救済に関する事務</li><li>④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務</li><li>⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>⑥ 予防接種の実施、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul>
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種データ管理ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第67条2 番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)</p> <p>(別表第二主務省令における情報照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係
②所属長の役職名	健康福祉部 健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	[ ○ ] 委託しない
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	[ ] 提供・移転しない
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢>	
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所